

都市計画法第62条第1項の規定により、京都府知事から京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市高速鉄道事業、道路事業の認可の告示（平成19年2月2日京都府告示第49号）がありましたので、同法第66条の規定により、事業の施行について、次のとおり公告します。

平成19年2月15日

京都市長 榊 本 頼 兼

1 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市高速鉄道事業
阪急電鉄京都線
- (2) 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路事業
 - 3・3・128号 久世北茶屋線
 - 3・5・116号 山陰街道
 - 8・7・15号 阪急西側道

2 施行者の名称

京都市

3 事務所の所在地

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市建設局街路部立体交差課

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

京都市西京区川島滑樋町，同区川島菟田町，同区川島松ノ木本町，同区川島松園町，同区川島野田町，同区川島五反長町，同区川島六ノ坪町，向日市寺戸町正田，同市寺戸町三ノ坪及び同市寺戸町二ノ坪

(2) 使用の部分

なし

(建設局街路部立体交差課)